

新エネ利用特措法検証委員会 第1回会合 議事録

日時：2003年5月14日（水）15:00～17:00

場所：参議院議員会館第4会議室（東京・永田町）

出席者：末尾「出席者リスト」参照

当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）

趣旨・進行案、参加者リスト（表裏）

新エネ利用特措法検証委員会・情報共有の論点（GEN）

新エネ利用特措法への各電力会社の対応・購入メニューの整理（表裏）（GEN）

申し入れ書「緊急申し入れ・太陽光発電に対する電力会社の「同意書」を批判する」（GEN）

及び同申し入れ書への賛同一覧

パンフレット・「RPS・地球のための新ルール」（資源エネルギー庁）

資料・「新エネルギー等電気相当量」（RPS）取引仲介サービスとグリーン電力証書システム
（日本自然エネルギー株式会社）

資料・新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の概要（岩手県）

資料・長野県地球温暖化防止県民計画の概要（長野県）

議事次第

- 1．本委員会の目的・狙いなどの説明（GEN より）
- 2．新エネ利用特措法施行後の状況（資源エネルギー庁より）
- 3．状況を共有すべき論点について（GEN より）
（設備認定・価格及び市場・バイオマス（廃棄物発電での評価）・系統連系関係・太陽光関係）
（ここで）国会議員からの発言
- 4．最近の状況に関する各セクターからの情報提供
＜テーマ＞電力会社の購入メニュー、太陽光設置者への「同意書」関係、北海道電力「風力25万kW」関係、系統連系関係、廃棄物発電におけるバイオマス成分の評価、仲介事業・グリーン電力証書・グリーン電力基金、自治体の取り組みなど
＜報告者＞
 - ・電力会社及グリーン電力基金取り扱い団体
 - ・自然エネルギー証書・仲介関係事業者
 - ・風力発電事業者
 - ・市民風車事業 NGO
 - ・地熱事業者
 - ・地方自治体
 - ・環境NGO（GEN）
- 5．意見交換・まとめ・今後に向けて

議事録

（注1：以下すべて敬称略です）

（注2：当日配布資料があった発言者の報告は、詳細略。配布資料を参照のこと）

1. 本委員会の目的・狙いなどの説明（GENより）

大林ミカ（自然エネルギー促進法 推進ネットワーク 副代表）（司会1）

- ・ 主催者挨拶。

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）（司会2）

- ・ 配布資料の確認、及び委員会の趣旨説明。（配布資料 [趣旨・進行案](#) 参照）
- ・ 今後、年に3 - 4回、四半期に一度開催する予定。昨年実施した自然エネルギー市民委員会では、委員を設定して、最終的に委員会としてのとりまとめを行ったが、今回の委員会では各関係者に集まっただき、さまざまな角度から意見を交えることを目的としているので、そのような予定はない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表）

- ・ 本日の議事の予定の説明。（議事次第）
- ・ 意見の取りまとめというよりも、今回は論点だしと情報の共有を目的として実施したい。

2. 新エネ利用特措法施行後の状況（資源エネルギー庁より）

堀 史郎（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室長）

配布資料：[パンフレット・「RPS・地球のための新ルール」](#)、[RPS法の施行状況について](#) 参照

- ・ 今日には現状の説明ということで、お手元に黄色のパンフレットと一枚紙を用意しました。RPS法については、パンフレットを使って一通りご説明する。昨年の国会で成立し、一部去年の12月6日から施行し、今年の4月に全面的な施行ということになっている。
- ・ 【利用目標について】4ページ。2010年度に向けての新エネ導入の利用目標を達成するということが法制定の趣旨で、2010年のRPS法上の目標を定めるための作業を昨年来行ってきている。こちらは新エネルギー部会審議を経て今年の1月27日に利用目標を決定している。122億kWh。法律に基づき利用目標をベースとし、義務量を各事業者毎に計算するという作業がある。その義務量の計算の方法については、4ページのとおり法律上定められていて、基本的に事業者の販売電力量に応じて計算した量となっている。
- ・ 【設備認定について】もうひとつのRPS法の要素として、設備認定。結局新エネルギー電気というのは、他の電力を区別がつかないので、どこからが新エネ電気であるという確認をしなければ法律の義務の履行がなされたかどうか確認できない。したがって、この法律では発電された時点で新エネルギー電力であることを確認するというスキームになっている。そのために、発電設備ごとに設備認定を行うという作業があって、それが昨年12月6日から実施されている。設備認定の数については、配布資料一枚紙のほうに書かれているが、5月1日現在の設備認定件数が19000件程度となっている。個人住宅用以外だと大体600件程度となっている。
- ・ バイオマスと中小水力、地熱などについては、若干設備の認定がややこしくなっているので、その要件については先ほどの政令と省令に基づいている。バイオマスについては、昨年来国会答弁などいろいろな意見をいただいたということで、プラスチックなどの廃棄物は対象にはなっていない。バイオマスの比率を厳密に算定するという一方で、一般廃棄物の場合だと年に4回サンプリング調査をする、あるいは産業廃棄物であれば原料の投入量を記録しているのかなど、さまざまな認定上の要件を定めている。
- ・ 【義務の履行について】8ページ。諸外国でクレジットや証書といわれている部分だが、いわゆる

電気と別に、その法律の義務に当てるべき量ということで、新エネ等電気相当量という規定がある。こちらは電子口座で記録することになっていて、7月1日から受付を始めるということになっている。

- ・ 10 ページ。義務の履行については、4月1日から義務はかかっているが、1年ごとに義務の履行状況を確認する作業がある。その義務の利用状況については、来年の4月1日から6月1日まで電気事業者から届出を頂き確認することになっている。こちらについては履行の方法はいろいろ設けており、電気そのものを発電する、購入する、それから新エネ等電気相当量を義務の履行にまわすこともできる。このような方法によって、義務がかかる地域と新エネ発電ができる地域が違っている場合でも、電気だけの取引ではなく新エネ等電気相当量の取引によって義務の履行がスムーズにいくように制度設計されている。
- ・ また義務量の届出は、4月1日から6月1日まで行っていただくことになっている。配布資料の一枚紙のほうに、今申し上げたことはコンパクトにまとめてあるので参照してほしい。

3. 状況を共有すべき論点について（GENより）

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

配布資料：[・新エネ利用特措法検証委員会・情報共有の論点](#)
[新エネ利用特措法に対する各電力会社の対応の整理](#)
[一般電気事業者による新エネ利用特措法の下での購入メニュー](#)

【設備認定および新エネルギーごとの論点について】

【価格および市場】

【系統連系】

【周辺制度との関係】

【地方自治体および市民の取り組みとの関係】

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 本日、自然エネルギー促進議員連盟から、木村先生と金田先生がご出席いただいているので、お話をいただきたい。

木村 仁（参議院議員・自民党）

利用目標量を増やしてもらうことはできないかと常々思っている。2010年までの目標量があまりにも少なく情けない。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表）

- ・ 実は現在ドイツから国会議員のヘルマン・シェア氏が来日しており、今朝議連で彼に講演してもらったので、そういった観点からもぜひお話いただければと思う。

木村 仁（参議院議員・自民党）

- ・ たとえば、我々自民党としての対応の仕方も問題があると思う。そのあたりも改善しなくてはならないと思っている。全体の財政資源の使い方もほかの方法があると思う。まずは、皆さんがかんばっていただかないと、発想・糸口ができていけないと思う。ぜひがんばってほしい。

金田 誠一（衆議院議員・民主党）

- ・ 民主党の金田誠一と申します。R P S がスタートしてからはじめての大掛かりな委員会。私は北海道の出身だが、北海道電力の風力発電の一般枠 8 万 kW のところに 64 万 kW の申し込みがあったのに抽選で落とし、さらにその抽選にもいろいろなカラクリがあったと聞いている。この不景気に、64 万 kW の仕事があるということだけでも驚きで、しかもほとんど財政支出がかからず、それぞれの事業者が自ら資金調達して行おうとしている事業を無下に断ろうとしている R P S という仕組みはいったいどうなっているのか、情けない思いだ。建設屋や電気屋が仕事に困っている中でみすみず仕事をさせないというような矛盾に対しても、もちろん温暖化の問題もあるが、皆さんとともに声を上げてがんばっていきたいと思っている。

木村 仁（参議院議員・自民党）

- ・ 自由民主党の木村仁です。公明党の加藤修一先生と一生懸命頑張ってきた。立法の過程ではじめは議員立法でやろうと思っていたが、政府がやる気があるならばそれを後押しする形でやっていただくことがいいのではとの議連会長の意見もあり、結果的には政府案の R P S が成立した。我々はそれなりに苦労して、エネルギー分野の中核とは対立する形で進めるしかなかったのは残念でしたが、そのようにして進めてきた。いろいろご批判もあるでしょうし、エネルギー庁への意見もあると思うが、この場は自然エネルギーを推進する立場としてがんばっていただきたいと思う。われわれの政党として推進していく体制を作っていかなければならないという使命感は持っているので、よろしくをお願いします。

4 . 最近の状況に関する各セクターからの情報提供

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 情報提供を各参加者からお願いしたい。以下は発表順。
- ・ まずは東京電力の吉田さんから、余剰電力購入メニューや R P S 法義務履行の状況について、資源エネルギー庁の堀さんから廃棄物発電のバイオマス成分の算定の方法について。また、太陽光発電の同意書の話も頂きたい。
- ・ グリーン電力基金の現状ということで、G I A C の黒岩さん、R P S の仲介という形でビジネスされている日本自然エネルギーの正田さん、ナットソース・ジャパンの船曳さん。
- ・ 次に、風力発電事業者という立場から、風力発電事業者懇話会の堀さん、日本風力発電協会の可児さん。電力会社から出されている購入メニュー、北海道電力の抽選、系統連系についてお話をお願いしたい。さらに、系統連系について東京電力の岡本さん。
- ・ 続いて、自然エネルギーを市民に広める取り組みとして、市民風車に取り組んでいる北海道グリーンファンドの鈴木さんから、北海道の状況について。また青森からは三上さん。法律の設備認定の外から既存設備はすべて外れてしまった地熱の状況について安達さん。
- ・ 続いて、R P S は国中心の仕組みだが、ローカルなレベルで政策をどのように組み立てていくかという視点から、瀬戸町長の井上さん、三重県から菊池さん、長野県から山口さん。論点としては、水力や風力発電を操業している地方公営電気事業者の状況はどうなっているのか、また岩手県の新条例、長野県の温暖化県民計画についてお願いしたい。
- ・ 最後に、G E N のほうで太陽光発電についての同意書について申し入れ書を出した件について、それについて説明させていただく。それに対するコメントを資源エネルギー庁の堀さんと東京電力の吉田さん。

電力会社及グリーン電力基金取り扱い団体

吉田 恵一（東京電力株式会社企画調査グループ課長）

- ・ R P S が 4 月 1 日から全面施行となり電力会社の対応ということだが、長期的に利用義務量がどんどん増加していくので、どうしたらいいのかということは大きな課題として検討している。がまずは、目先の 15 年度をどうするかということが第一節。そのために先ほど話にもあったように、設備認定を行わないと発電していてもカウントされないの、設備認定手続きを行っている。3 月末までに、自社分としては小水力と風力について行った。また、圧倒的に多い新エネ発電事業者から購入している分についても、設備認定を行ってほしいとお願いして、認定手続きを行っていただいている。バイオマスについては、大部分が清掃工場からの買取だが、この部分については多少時間がかかっているがそれぞれ事業者が進めていると認識している。また、26000 件以上になる太陽光パネルの設置している家庭については、それぞれの家庭が手続きを行うのは煩雑なので、電気事業者が代行するという形で進めている。かなりの同意の返事をいただいている。
- ・ 新しい購入メニューを 4 月 1 日から適用している。新しいといっても、大部分は今まであったメニューの単価の見直し。新エネ購入メニューの概要を説明すると、太陽光は余剰電力購入メニューは引き続き、小売電力の単価と同程度で買い取り価格を考えているが、これは後ほど議論にもなるかと思うが、買い取った電力を R P S 対象電力としてカウントさせてもらうということが前提となる。2000 kW 以下の事業用の風力発電からの電力購入メニューは、1 kWh あたり 11.2 円で昨年より全体的なコストレベルが下がったということで見直した。廃棄物発電からの余剰電力購入メニューは、ざっといって平均で 7.7 円くらいのレベルだ。最後に、自家発電、コジェネ、燃料電池からの余剰電力購入も従来からあるが、買取単価は平均して 4.8 円となっている。新しく設定したのが、新エネの電気のみ購入メニューは、基本的に自家発、コジェネ、燃料電池からの余剰電力購入メニューと同程度と設定している。基本的な考えとしては、火力燃料費相当分、つまり焚き減らし分に相当するとして計算しまして、夏季平日昼間は 6.9 円、その他季平日昼間 6.3 円、その他休日・夜間等 3.4 円で、フル稼働で変動がないとして平均すると 4.8 円程度になるメニューを用意している。しかしながら、当社は風力発電が少なく、電力販売量が多いということで、将来的には新エネ事業者に電力だけでなく環境価値分も含めた両方を売ってほしいと交渉していくことを考えている。
- ・ 平成 15 年度の義務量については、14 年度の 3 月までの販売実績が確定したので、確定値を算出される。1 月に資源エネルギー庁から推定値として、9.8 億 kWh と出されたが、実績によって多少修正されるものと思われる。義務利用量達成の見通しはどのようになっているかという点については、義務達成の戦略を考えるのが非常に難しい制度だということはこの制度が実施されて実感している。見通しとして 3 月までにどのくらいの電力量がくるかということは、机上で計算することはできるが実際は出力の変動などの不確定要素があり、どのような組み合わせで義務を達成するのかということを考えるのが非常に難しい。さらに、見通しを難しくしているのが、清掃工場における廃棄物発電電力のバイオマス成分が何割になるのかということが私たちが関心を持っているところで、各清掃工場に依頼しているところ。これに関しても、非常に季節的な要素が大きく、読みが難しい。全国平均では 6 割という数字もあるが、東京圏ではどうなのかというのはつかみきれていない。
- ・ 最後になったが、系統連系のコスト負担の問題をどうするか、また自家発に義務が課されていないことについてどうするのかということについても考えていきたい。今後、自由化が進んでいく中で、コストと環境とのバランスをどのようにとっていくのかということについても、私たちにとても重要なことなので、議論していただければ幸い。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 今、廃棄物発電についてバイオマス成分の算出方法が不確定であるという話があったが、それにつ

いて堀室長のほうからご意見をお願いしたい。

堀 史郎（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・（バイオマス成分の算定について）結局今回のバイオマスについては、廃棄物の中で廃プラスチック分は除くということになった。燃やされている方は、何らかの形で混燃されている場合が大部分で、かつ今まではバイオマス成分を図る必要が発生したが、今まではその割合を自覚しているわけではなかったしこれまではその必要もなかった。しかし、この法律ではバイオマス成分をきちんと計ることが義務付けられて、事業者が計測などにかかり負担がかかるようになったのは事実。ただ、この問題についてはいろいろ議論があったので、一般・産業廃棄物発電についてはきちんとバイオマス計算ができるように全投入量を測っていただくというかなり厳しい要求を出している。ただ、一般廃棄物発電の方についてはこれまでも年4回のサンプリング調査をしているし、今年の数字はわからないが、発電されている事業者の方は大体の値はご存知だと思う。バイオマス比率は年毎にぶれることもあると思うが、そのあたりは義務量のボロイングとバンキングで来年度に持ち越していただくこともできる柔軟性措置をこの制度は導入しているので、そのような制度も利用してもらい、全体として義務量を達成してほしいと思っている。

黒岩 彰三（（財）広域関東圏産業活性化センター（GIAC））

- ・ グリーン電力基金について情報提供したい。これは平成12年10月から全国で一斉に始めた、一般消費者の方から電気料金と合わせて寄付金を募り、自然エネルギー事業を助成するという制度。この仕組みにより、寄付金を殆どそのまま助成に回せることになる。実際の基金の運営については、各電力会社のエリアごとにGIACと同様の財団があり、助成方法や水準を決定している。今日の話はGIACが担当している東京電力のエリア内についてのものとなる。
- ・ これまで13年度・14年度の計2回助成を行った。14年度実績は、1億6千万円。加入状況としては、15年3月末現在この関東エリア内で約1万6千件、1万9千500口となっている。14年度の助成先は、風力発電3プロジェクト、太陽光発電30プロジェクト。
- ・ 15年度の見通しは、具体的な助成方法を検討しているところだが、2億3千万円を確保している。7月ごろには募集開始する予定。
- ・ RPS法の影響について：これまでの助成先のメインは、東京電力が行う風力入札と太陽光だった。RPS法の施行に伴って、東京電力の入札に連動した形での風力の助成は廃止にした。つまり、これまでは東京電力の2000kW以上の風力を対象とした入札を通った事業者を助成の対象としていたが、それに対する助成は14年度で終了という意味。風力発電そのものに対する助成を廃止したわけではなく、今後の助成方法は委員会の審議で検討していきたい。

自然エネルギー証書・仲介関係事業者

船曳 尚（ナットソース・ジャパン株式会社）

- ・ 当社は2001年に会社設立。本業は京都メカニズムにおける二酸化炭素の排出量取引に対する仲介業とアドバイザー業、及び、電力自由化に伴う卸の仲介を2本柱としている。RPSについても仲介業としてサービスを提供する。どのようなものかというところ、正田さんのところは電源に対応したRPS相当量（RPS-ID）の部分の仲介であるに対して、当社は証書そのものを商品として捉える。発行されたRPS-IDの調整を中立的な第三者のサービスとして提供したいと考えている。「取引」よりは「調整」の場となるイメージをもっている。加えて、価格の情報を提供し、この制度に入らないが新設年促進に不可欠なメーカーの関係者の方には少し丸めたような情報を提供したい。将来的にはRPSと、温室効果ガス排出量取引及び卸電力取引とのシナジーを求めていきたい。

- ・ 関係者の方からはRPS制度が不満であるという話を聞く。設備を作られる方々にとっては、2010年以降の制度が不明瞭な中で、電力会社にRPSをどの程度で買い取ってもらえるのかということに疑問に思っておられる。RPSの価格、長期の見通しがわからない。電力会社に尋ねると、2010年以降どのようになるかわからない中でどのような値段がだせるのか、という話も聞く。また、電力会社におかれては、RPSの証書自身が、二酸化炭素とどのように関連付けられるのかという疑問をもたれている。二酸化炭素に関する制度との整理が必要。
- ・ RPS制度の導入と、電力自由化の進展には若干の時間のずれがある。そのあたりの整合性。また、市場を作るといふ点からいうと、仲介業に流れてくるRPS-IDはきわめて少なく、すなわち流動性はきわめて低いといえると思う。市況性があり価格がはっきりと透明化があるものをするためには、流動性が必要。よって、透明性の高い価格情報を発信していきたい。つまり、RPS-IDそのものの価値を追求していきたい。
- ・ 最後に、この制度を含めて電力会社から聞く不満・不安は、コストの価格転嫁がこの電力自由化の流れの中でうまくいかないのではないのかというもの。そうした意味では、社会的なコスト負担の方法について、電力会社だけにコストを負わせていいのかという議論がもっとあってもよいのではないかと思う。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

配布資料：[資料・「新エネルギー等電気相当量」\(RPS\)取引仲介サービスとグリーン電力証書システム](#)

（詳細略、詳しくは配布資料参照のこと）

RPS取引仲介サービスについて：

RPSがグリーン電力証書に与える影響

風力発電事業者

堀 俊夫（風力発電事業者懇話会 / 株式会社ユーラスエナジーホールディングス）

- ・ ひとことで問題点を要約すると、風力発電特有ということではないが、風資源とうのは北海道、東北、九州に偏在している。その際、系統連系の問題、つまり送電線に発電電力を吸収するだけの能力がないのが問題で、風力が豊富な地域の一電力事業者が系統連系を拡充しようというインセンティブがどこにも働いていないというのが最大の問題であると思う。
- ・ 北海道の抽選について。北海道は、風が吹く風力の適地。にもかかわらず、現状の系統の状況を検討した結果25万kWで打ち止めということになった。抽選が関係してくると思うが、われわれ風力発電事業者は、自分たちの資源を投入してより風車を建設するに適した場所を探している。その努力の結果は、抽選にゆだねることになり、それが続くもしくはひとつの考え方となるとすれば、非常におかしなことである。海外では、どの国もこのような制度を取っている国はない。ではどのそのような問題が生まれているのかといえば、北海道電力には自然エネルギーを導入するために系統を拡充しようというインセンティブがなにもないから。仮に300万kWに伸ばそうとするのであれば、われわれはこれが一番大切であると思う。本来は抽選ではなく、きちんと制度を作っていくべき。3年したら見直しということではなく、前倒して検討していただきたい。

可児浩一郎（日本風力発電協会 / エヌイージー・ミーコン株式会社）

- ・ 日本風力発電協会は平成13年12月に設立された。メンバーは、風車メーカー、風車メーカーの販売代理店、風況コンサルタント、輸送関係者、土木関係者、風車を組み立てる人たち、さまざまなファイナンスのアドバイザー、銀行の人たちなど、風車の実情にかかわっているものたちで立ち上

げたもので、今日現在約 100 社の参加。設立の目的は、政府目標である設備容量ベースでたったの 1.5%にしか満たない 300 万 kW でなくできるだけパイを大きくするために、不具合の状況や問題点などを情報共有をしようというもの。

- ・ 堀さんがおっしゃられたことはもっともだと思う。北海道電力が抽選という非常にユニークな策を採られたが、よっぽど頭のいい人が考えたのだろうと思う。確かにそういう方法もあると思うが、新聞などの報道などにもあるように抽選をやるならもっと透明性を高めてほしかった。当協会としては、その不透明性の部分を糾弾せざるを得ず、北海道電力に抗議文を送った。また、NEDO、NEF、エネ庁にも出した。風力という環境にいいものを進めていく際に、透明性を高めていかないと、風車業界、風車ビジネスに手垢がついてしまうと思う。これは電力事業者に対するお願いだが、風力について総論賛成、各論反対が多いのだが、透明性を高く、誰から見ても選択理由が明らかになるように進めてほしい。RPS もそのように変わっていく必然性があると思う。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ 【東北電力の抽選について】東北電力も抽選を行ったと思うが、これはどのようないかなる理由・正当性で行ったのか知っている方はいるか。

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 北海道電力は一応系統容量を理由にしていたが。透明性の問題にもかかわると思うが。

可児浩一郎（日本風力発電協会 / エヌイージー・ミーコン株式会社）

- ・ 日本の系統というのは 9 電力に分かれているために、中央は 25 - 50 万ボルトでつながっているが、細かいところは櫛形配線になっていてなかなか繋がっていない。よく東京電力は日本はこうだから系統が弱く、ヨーロッパは繋がっているといわれる。櫛形配線は厄介になっている部分もあるので、そのような系統増強の課題には公共事業として進めていく必要があると思う。

正田 剛（日本自然エネルギー株式会社）

- ・ 東北電力の説明会に出席したところによると、大規模枠の 9 万キロについては系統という話はなかった。むしろ RPS 枠を買うという意味。1 万 kW の小規模枠に関しては抽選だが、これは対象に自治体の案件が多く、自治体はそもそも入札をするという行為には馴染まないための配慮とのこと。

飯田 哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 代表）

- ・ いわゆる「焚き減らし」扱いなら抽選は不要ではないだろうか。

（風力の関連で）【系統連系について】

大林 ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク 副代表）

- ・ 風力の関連で系統連系の問題について、電力会社のお考えをお聞きしたい。

岡本 浩（東京電力株式会社技術部系統技術グループマネージャー）

- ・ 東京電力で系統技術関係を担当しています。なかなか系統連系問題は簡単に分析することは難しい。系統という言葉自体がわかりにくいという指摘も受ける。これはシステムの訳で、発電から流通設備を通じてお客様に供給するまでの一体のシステムを系統という。安定供給、環境保全に配慮しながら、いかに安くお客様に電気を届けるかというのが系統に係わる我々の課題。
- ・ たとえば、風力が話題になっているが、風力の系統連系の問題というと、これまで作り上げてきた

システムに非常に新しい仲間を加えるということになり、技術屋にとってはチャレンジングな課題になっている。風力の課題というと、今までの電源に比べて出力の変動がかなり大きく、系統連系上の技術面での課題として、周波数への影響がある。われわれは電力会社の事業エリアごとに需給バランスをとってお客様に電気を届けているが、電気には需給バランスがずれてくると周波数がぶれるという特性がある。お客様の電力需要も変動するので、それらの変動に対する調整能力を電力会社は当然持っている。今まで持っている調整能力の中で通常の負荷変動と同じくらいの変動の中に風力の変動を吸収できれば、既存のシステムの中に風力発電も調和して入ってくるができる。ただ風力の連系量が増大してくると、通常の負荷変動量よりもかなり増分の調整能力が必要になってくる可能性がある。通常、調整電源としては、揚水発電や火力を利用している。変動には短い成分と長い成分があり、そのあたりのしわとりを上手にしている。そこに調整電源の問題がでてくる。

- ・ 3年後検証と言われているのは、そもそも風力全体でそのくらい出力が変動するののかという際に、個別の風力発電での出力変動は大きくとも、系統全体で見ると平滑化する効果もあると言われており、われわれも期待しているのだが、その平滑化効果により複数のウィンドファームの出力の合計がどのくらい平滑化するののかという実態をわかりかねている状況。
- ・ 北海道電力の場合は25万kWまでは連系量が拡大されるし、東北電力もおそらく昨年から今年の頭くらいには規模の大きなウィンドファームを7地点程度連系され、連系量が14万kW程度となってきたので、7地点の平滑化効果はどうなっているのかということはこれからわかってくる。東北電力との情報の共有もして、そういった実地データを踏まえることによって、風力の出力変動が従来の電源と比べてどのくらい大きいのかということをしかり見極めるということが必要で、技術的にはそのあたりのデータ蓄積が課題。
- ・ もうひとつ留意しなくてはならないのは、専門的な検討になることが多いので、検討方法について透明性の確保が課題。北海道電力の場合は、実測データを基にシミュレーションをやって連系可能量を出しているの、当社でも今後取得したデータを下にもどのくらいまで可能かということが出てくると思う。非常に悩ましいのは、系統容量が大きいほど絶対値として風力がたくさん入っても影響は少ないのに、風況のよい北海道電力などは東京電力に比べて容量が少ないということ。東京の場合、系統容量が大きいので、直ちに問題が生じるとは考えにくい、今後まず実績データをとって、その上でしっかりとした検討を透明性も確保しながら進めていきたい。
- ・ 基本的に事業者からもデータ提供などの協力を仰いで一緒に考えていきたいと考えている。
- ・ 送電線を拡充するインセンティブという指摘もあったが、基本的に私どもが心配しているのは、一部エリアに風力が集中しているので、そのエリアのお客様だけ費用負担するということがあるのは問題だと思っている。系統増強に関する議論を前倒してやるべきだという指摘もあるが、実際にどの程度の調整電源が必要なのかは、机上の空論で決めることはできても実態に伴わなくなってしまうと思うので、まずはデータを集めた上で、実際に発生するコストがどのくらいかということがわかってから検討するというのであれば、やはり3年後検証ということが妥当ではと思っている。

市民風車事業 NGO

鈴木 亨（北海道グリーンファンド 事務局長）

- ・ 北海道電力の抽選の問題が、先ほど堀さんから出ていたが、そもそも論というところすでに課題は出てきているのでその中で課題を解決していくしかないと思っている。市民風車というのは、少し認知が進んできたかと思うが、一昨年一本立ち上がり、今日一緒に来ている三上さんの青森のところ、先々月（3月）から運転を開始した秋田で3基目となった。さまざまところでこのような取り組みをしたいという要望が増えてきているし、投資をしたい、何らかの形で参加したいという方が地域から期待が高まっているという状況を実感している。すでに青森では市民の出資が県

内で一億円を突破したり、秋田でも 6 千万円を越えるなど、予想を超える期待が寄せられている。こうしたことから、私たちはこれから市場拡大といことで実効性を持った政策を進めていかなければならないが、一方で地域の取り組み、地域の未利用のエネルギーを市民が参加して利用していく取り組みが両輪として回っていくことが、市場は健全に拡大をしていかないのだろうと思い、こういった活動をしている。

- ・ そのような中で今直面している課題を一点申し上げる。この間の北海道電力の抽選で私たちは一番クジを引いて、一本市民風車が立つことになった。ところが、北電には 3.3 円でしか買ってもらえないということは非常に大変なこと。やはり公共的な政策として、もう少し透明かつ公平な決定の仕方をしていかないと、健全な市場拡大はしていかないだろうと思う。
- ・ クレジットを東京電力、関西電力などに電気事業者に営業して買っていただかなければならない。正田さんのところの仲介業も始まっているが、なかなか一基の風車というのは市場の相場には見合わないと思う。売電単価 3.3 円で一本の風車を回すとなると、8 円くらいでクレジットが売れないと事業として非常に苦しい。こういったことは市場にゆだね、介入しないというのも一つの考え方だと思うが、やはり公共的な政策としてやっていく視点で考えれば、いろんな角度でいろんなオプション出てきても然るべきだろうと思う。究極は、自然エネルギー促進法ということを私どもは進めてきたが、そのようなものに少しでも近づく形で、柔軟かつ良い制度にしていくべきだろうと思っている。

三上 亨（グリーンエネルギー青森 事務局長）

- ・ 先ほど鈴木さんからお話があったが、県内で 410 名から 1 億 700 万くらいの出資申し込みがある。おそらく今後もう少し増えると思うが、われわれが困っていることは、せつかく草の根支援という形で NPO 向けの補助金の制度があるのだが、資金調達の面で銀行融資がなかなかつきにくいところがある。プロジェクトファイナンスが 1 基だとなかなか難しいということと、NPO 向けに信用保証協会が保障しないということがある。これはわれわれ自然エネルギーに限らず、NPO 全般に言えることだが、新たな経済主体として NPO が注目され、雇用の受け皿として期待されるならばもう少し制度の整備が必要なのだろうと思っている。
- ・ われわれは循環型社会の実現と地域の自立をミッションに掲げて活動しているが、自治体の方もいらっしゃるのでその辺の地域の自立という話をしたい。われわれは鱒ヶ沢町というところに風車を立てたのだが、町が非常に好意的で前端的にバックアップをしてくれている。われわれとしては、こういった市民事業を通じて地元の皆さん、われわれに出資をしていただく市民の皆さんにいろんな意味で自然エネルギー普及ということに関心を持っていただきと思っている。現在町にお願いしているのは、省エネビジョンをわれわれに受託させてくださいということで、来年あたりに受託できる見込み。

地熱発電事業者

安達 正敏（日本地熱開発企業協議会 / 奥会津地熱株式会社）

- ・ 先ほど大林さんから紹介があったように、今回 RPS の認定からもれてしまった地熱だが、私ども非常に期待をして既存の地熱が RPS 法の適用になるようにと運動してまいったが、志を遂げることができなかった。
- ・ しかしながら、次の見直しに向けて地熱を理解してもらおうということで、活動を活発化させていこうというところ。地熱開発企業協議会というのは、石油と鉄・非鉄金属などの地下資源の会社が集まってできている。地熱を十数年やってきたが、技術者がどんどんいなくなってきた中で、RPS を救世主と期待したのだが。

- ・ 地熱は昭和41年に日本に初めてできて、37年間安定的に発電されている。出力53万kW、稼働率も70数%あるので、効率の良い発電を行っていて、ベースロードの電源となっている。しかし地下資源なので地域差があって難しく、発電所ごとに成績が違ってくる。私どもの所は、福島県柳津町で6万5千kWの地熱発電所を7年前に東北電力との共同プロジェクトという形で運転開始した。今日現在4万5千kWしか発電していない(4万5千kWでは安定して発電)。日鉄鹿兒島の大霧地熱発電所の場合だと3万kWで99%の稼働率で、資源管理がうまくいった例。このように技術的な問題が確かにある。既存だけでなく、新規のほうは、日本は火山国なので地熱地帯は多くあり候補地が沢山あるにもかかわらず、ひとつも決まっていない。いろんな理由があるのだが、温泉業者との融和の問題、自然公園の景観問題、などがある。我々の問題点は、事業性が良くないということ。そのような理由から新規事業が立ち上がっていない。桃栗3年柿8年、地熱は早くも15年というくらいリードタイムが長いということもあり、既存の地熱発電はすべて赤字。現在のバランスシート上は黒字のところもあるが、それは「損切り」などしているからである。そういったものを抱えているので、新しいものが立ち上がらない。
- ・ 今回、RPSで期待したのだが、熱水を著しく減衰させない方式(バイナリー方式)のみ認定されると規定されたので従来方式の既存設備は設備認定を受けられなくなった。もともと地下の蒸気を直接タービンに当てると非常に効率が良いのだが、バイナリーしか認めないということはどういう意図なのかかわからない。減衰させないということは、頻りに井戸を掘ることがいけないというのか、あるいは地下の熱水が減衰するということは温泉に影響を与えると考えておられるのかもしれないが、それは違うのではないかと思う。すでに安定的に供給を続けている既存の地熱発電所が温泉に悪影響を与えているかといえば、そういったことはないという実績がある。よって、頻りに井戸を掘る、あるいは周りの温泉に悪影響を与えるということで既存方式が除外されたのであれば、それは認識が違うのではないかとということを申し上げたい。
- ・ また一方で、バイナリー発電方式が良いと考えられているようだが、もともとこれは別の媒体に熱を転化させるので、効率が悪い。したがって、採算が合わないのでは、誰もやろうとしない。また、日本の地熱資源の特性として、大きなマグマが局所的に集中しているのではなく、小さなマグマが散在しているので、そのようなところで水が大量にあったら冷えてしまう。低温の熱水が沢山あるところはそれを汲み上げてバイナリー発電ができるが効率が悪い。日本の場合に効率がいいのは、小さなマグマの上に熱水があるから、それをうまく循環して非常に高温の地熱帯ができ、そのようなところを開発するのは効率が良い。しかし、先ほどあげたような公園の問題や温泉業者との融和の問題も絡んで、新しい開発ができていない。
- ・ 今後口マンを持って地熱開発を進めていくために、技術を磨かなくてはならないという時に、RPS法の力を借りなくてはいけないと考えている。そういうことで、火山国日本の貴重な地熱資源を有効に生かしていくことは非常に重要。どうしてもリスクがありコストはかかる。昔は総括原価方式だったので進めてこれたが、今はコスト低減の圧力が大きくそういった努力をしている。今後できるものについては、コストを安くする意気込みでやっている。今後ともよろしく願います。

渡辺 雅樹 (持続可能社会研究会)

- ・ 地熱について質問、エネルギーのパンフなどでは対象となっているが？

畑 直之(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

- ・ 申し訳ないが時間がないので、あとで堀室長からコメント頂く際に触れてもらう。

地方自治体

井上善一（愛媛県瀬戸町長 / 風力発電推進市町村全国協議会会長代行）

- ・ 風力発電推進市町村全国協議会は平成8年に設立し、現在73の市町村が参加している。自治体が事業主体となるのは当分はあるが、最近では民間事業者と一体となって共同事業者なり誘致をするという形で大きな計画も進めるようになってきている。
- ・ われわれ風の強い市町村というのは、インフラが整備されていなかったり、道がなかったり系統連系の容量が足りないなど、クリアしなければならないことは沢山ある。自治体で一体となって、風力発電が普及していくように努力していきたい。

菊池正勝（岩手県環境生活部資源エネルギー課資源エネルギー主査）

配布資料：[資料・新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の概要](#)

（詳細略：上記配布資料を参照のこと）

1 目的

2 定義

(1)新エネルギー（第2条第1項）

(2)省エネルギー（第2条第2項）

3 責務

4 基本方針等

5 基本的な施策

山口 恭右（長野県企画局地球環境課地球環境グループ）

配布資料：[資料・長野県地球温暖化防止県民計画の概要](#)

（詳細略、上記配布資料を参照のこと）

- 1．長野県地球温暖化防止県民計画の概要
- 2．長野県温室効果ガス排出量の現状と削減目標
- 3．長野から発信する地球温暖化対策
- 4．支援策

環境 NGO（GEN）...太陽光設置者への「同意書」関係

畑 直之（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

配布資料：[申し入れ書「緊急申し入れ・太陽光発電に対する電力会社の「同意書」を批判する](#)参照

- ・ GENからの申し入れ書の概要説明。
- ・ 資源エネルギー庁と電力会社からコメントを頂きたい。

5．意見交換・まとめ・今後に向けて

（まとめを含むコメント）

堀 史郎（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・ 本日はいろいろなお意見をいただいた。RPS法は義務付け法なので、各種の手続きがある。義務履行者は当然ながら、関係する発電事業者の方にいろいろな負荷がかかっているということは、制度の必然性とはいえないいろいろとご理解をいただきながら進めていきたいと思っている。特に住宅の太陽光の場合は、個人の方が設置されているということで、事業で行っている600件くらいの方と同じような仕組みで義務をかけるというのは現実問題としてなかなか難しい現状は十分承知してい

る。この問題については昨年の新エネルギー部会を通じてもなるべく住宅用太陽光設備の手続きに関しては何れも簡便な措置を取るべきであるという指摘が委員の方からも出ている。特に電力会社について契約当事者なのでいろんな書類も整っているのに、電力が手続きを代行するのは合理的ではないかという意見である。今般電力のほうから同意書のお願いという形で手紙などを送付されていると認識している。そもそもこういう同意などということをする必要があるのかないのかという意見もあるが、法律的に全員の方に設備認定をしていただく法体系になっているので、仮に所有者でない人が勝手に設備認定をすることになると、これは設備認定手続きにおける違法行為となるので、所有者ではない方が代行して設備認定申請される場合は、きちんと所有者の同意という形を取っていただくということになる。法律的に言うと義務の委任行為になる。もちろん自分で設備認定するという方は、当然自分でできるような法体系になっている。

- ・ ただ問題をお感じのところは、R P S法が施行される前に電力会社のほうで1992年から余剰電力購入メニューという形での購入が続けられていた。この法律は今までの電力会社の自主的な取り組みである余剰電力購入メニューを評価しつつも、さらに2010年のチャレンジングな目標を達成するために法的な義務付けが必要であるという政策からできた
- ・ しかしながら、太陽光発電については、ほかの風力やバイオマスに比べて非常にコストが高い。2010年に向けては太陽光発電のコストを低減して、ほかのエネルギーとの市場要件に合致するように目指しているが、現状を見れば太陽光は依然として高いわけで、風力やバイオマスと同等の競争条件に置くというのは現実的ではないということがある。よって、一昨年の審議会の答申において、太陽光発電については、電力会社の余剰電力購入メニューがR P S制度と並存する形で、進めていくというのが重要ではという報告書をいただいている。ただ、余剰電力購入メニューというのは電力会社の自主的な取り組みであり法律に基づくものではないということを御理解いただきたい。
- ・ 環境保全価値ということがペーパーに出てきていて、若干混乱を招いているのかもしれないが、R P S法上の価値というのは、法律的には一義的に決まっている。電力会社が個人の方に発送している同意書にも、R P S法の義務に当てることに同意してくださいということになっているはずなので、法律的にはちゃんと厳密な書き方をさせていただいており、またそうでないと義務には充当できない。よって、一般的な概念として新エネに環境保全価値があるのかと聞かれば、無いとは言えないが、いわゆる環境保全価値というのは一般的な用語なので、それに何が含まれるのかというのは現時点では確定していないだろう。それはこれからの動きの中で、新たな価値が出てきたらその価値がどこに属するのかというのは当事者の相談の上で決めるべきものではないかと思う。いずれにしても、それぞれの価値が誰に属して、どのように売買するかというのは契約の問題である。
- ・ 新しい制度が成立することに伴い、多くの方に説明しなくてはならないというのは当然である。全国10箇所、昨年の11月と今年の2月の計2回説明会を行っている。また、HPなどでの情報公開を実施している。事業者の方々にはそのような方法で周知させてもらったが、確かに住宅用太陽光の方々については10万件にも及ぶ非常に多くの方がいらっしゃるということで、こちらの方についても私どもパンフレットの送付という形でこの法律の概要を記載してお送りしている。もちろんパンフレットだけではわかりづらいということもありましょうし、そちらについてはHP上で質問も受け付けている。すでにかなりの方から質問されており、私どもとしても回答している、今後もそのような形でやっていきたいと思っている。
- ・ 地熱について。地熱はある一定の条件に合致するものが設備認定の対象になるというように定められているが、ほとんど多くの場合対象外ではないかという指摘もあった。今回の対象エネルギーについては、地熱、水力、廃棄物の対象から外れた事業者の方からは、どうして私のところは対象にならないのだという指摘は多々いただいている。そういった主張の中でもっともだと思えるものもあるが、例えばダムを作ったって環境にやさしいダムもあるだとか、リサイクルできないプラステ

ックもあるとか、それぞれ細かく言えばさまざまなケースがあると思う。が、先ほど言及があったが制度の透明性という観点から、ある程度の審議会などの意見も踏まえて、ある一定のところで区分するというのも法制度上必要なので、まだそのあたりにいろいろ意見があるということも認識しているので、長期的に今後の中で考えていくこともあるとは思っている。

- ・ 系統の問題については、平成12年の新エネルギー部会の中でかなり論点の整理がなされているが、今回にいたるまでまだ問題が指摘されているというのは、いかにこの問題が重要で複雑かということだと思う。その状況は、ここ数年間にわたって議論されてきたことなので、とても残りの時間で話せることではない。いずれにせよ、この問題については今後3年をめどに検討していくということは審議会の報告でも明記されているし、利用目標の中でも明確に規定されているので、今後どのような対策をとるかを早急に検討していくという考え。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表）

- ・ 系統の具体的な検討を進めていくために、ワーキンググループを立ち上げるなどいろいろな方法があると思うが、そのあたりの予定は具体的にいかがか。

堀 史郎（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長）

- ・ 今までとりあえず制度の骨格を議論してきて、決まってきたので、これから系統のいろんな検討をしていかなければならないというスタートラインに立っているの、そのあたりも含めてどういう形でやっていくか考えていきたいと思っている。またいろいろな方にこの問題についての意見をもらいながら、それぞれ風力事業者や電気事業者に方々の知見も合わせて解決の方策を探っていきたいと思っている。

（太陽光設置者への「同意書」問題についてのコメント）

吉田 恵一（東京電力株式会社企画調査グループ課長）

- ・ これまでグリーン電力基金からの設置助成や問題になっている余剰電力購入メニューを制度を用意して普及支援をしている。特に余剰電力買取メニューについては、近年加速的に件数が増えていて、平成14年度の東京電力の実績では、2万6千件のお客様が当社と契約を結んでいて、約4000万kWhの電力を買い取っている。正直言って、太陽光はほかの電源と比べてコスト的に高く、単価が60円程度といわれているが、これはやはり10円程度といわれている風力や廃棄物発電などに比べると高いが、われわれとしてもコストでは測りきることができないメリットが太陽光にはあるのではないかと。たとえば、需要ピーク時に発電してくれるということや、個人個人の方が発電所を作るのは難しいことなので、自分で何か環境にやさしいことをしたいといった場合、効果ではあるが2300万円のパネルを設置することは不可能ではないので、こういったことを通じて市民一人一人の方の環境や省エネ意識を育てていくことは非常に重要だろうと考えている。
- ・ 東電の場合は平均で22-3円という販売単価と同じ価格で太陽光からの余剰電力の買取を行っているが、この23円を我々がどのように見るのかというのが一番の大きな問題になっているかと思う。正直言って、もともと60円といわれるコストに比べればまだまだ安いという指摘はあるかと思うが、23円というレベルは株式会社としては精一杯がんばってやっている水準であると思う。例を挙げると、いわゆる電気の価値は平均すると4.8円だといったが、それと比較して言うとkWhあたり18円くらいの持ち出しをしてこの買取制度を続けている。よって、4000万kWhくらい買取を行っているといったが、つまり年間8億円程度の持ち出しを行っている。この価格の設定というのは、電気の価値だけではなく、太陽光の持つ環境的な価値を評価して買い取るということで私どもとして

は理解している。この 23 円というのは、株式会社として利益を上げなくてはならない状況下でかなりぎりぎりの線だと認識している。仮にこちらが R P S の価値は別として、電気の価値を 23 円で買い取れということになると、われわれは当然のことながら他から R P S クレジットを調達してこななければならなくなり、仮に上限価格の 11 円としておくと、われわれとしては kWh あたり 34 円で買い取らなくてはならないということになり、これはかなり民間会社としては努力の限度を超えているのではないかと思う。さらに、自家発電事業者には R P S は義務付けられていないし、特定規模電気事業にも同様に R P S の義務はかかっているのだが、そういった事業者と比べて、太陽光を買い取っていることによってコスト的な不利が生じているということは否めない。よって、われわれとしては、この 23 円は R P S の価値を移転してもらった上での価格としたいというのが基本的なスタンスであると申し上げたい。

- ・ 次にこちらに書かれているように、独占的な地位を乱用しているのではないかという指摘だが、法的に言うと、独禁法上の問題あるいは独占的地位の典型的な乱用の例でいうと、これをもって不当に太陽光発電の買い取り価格をきめる - 例えば風力よりもさらに安い価格の kWh あたり 9 円や、環境価値も含めて燃料費相当の 4 円でしか買わないということであれば私どもとしては批判を受けなければならないと思うが、環境価値込みで 23 円という価格は一般的に考えて不当に安い価格、あるいは他ではもっと高い価格で売れるかということを見ると、かなり状況としては違うのではと考えている。決して不利な条件を提示していることはないという意味で、独占的な地位の乱用には当たらないと考えている。
- ・ 最後になるが、各電力会社によってお客さまへのお願いというのは異なるが、東京電力の場合は決して期限を記していつまでによこせということは明記しておらず、それがなければ即 4.8 円の買取になるという申し入れもしていない。私どもとしては、できるだけ環境価値も電気の価値を含んだ形で買っていきたいと考えていて、どの程度繰り返しお願いできるかわからないが、できる限りの努力を行って皆さんからの同意を取り付けて、申請手続き、R P S 価値の帰属をお願いしていきたいと考えている。一方的という指摘もあるが、私どもとしては精一杯そのような形にならないように双方の合意のもと R P S への対応を続けていきたいと考えている。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク）

- ・ 最初に予定していた論点をほとんどカバーして有り余るくらいのお話をいただいた。われわれとしても、さまざまな疑問点を公開して、批判のための批判ではなく、自然エネルギー普及のためのよりよい制度を建設的に作っていくための情報提供をしてきたい。次回は秋口くらいに、4 半期に 1 回くらいは開催していきたい。その間系統連系については技術的につっこんだ検討が必要だということで、別途月に 1 回程度のワーキンググループを設けて、みなさんの知見をいただきながら進めていきたい。今後とも是非いろいろな形で協力いただければと思う。

第 1 回「新エネ利用特措法検証委員会」出席者リスト（敬称略、傍聴者を除く）

NGO

鮎川	ゆりか	（世界自然保護基金日本委員会）
池田	こみち	（環境総合研究所 / 環境行政改革フォーラム）
岡崎	時春	（F o E J A P A N）
河田	鐵雄	（ホームサイエンス舎）
坂本	勇夫	（ソフトエネルギープロジェクト）
鈴木	亨	（北海道グリーンファンド）

関根 彩子 (グリーンピース・ジャパン)
三上 亨 (グリーンエネルギー青森)
吉岡 洋介 ((財)奈良県緑化推進協会)
渡辺 雅樹 (持続可能社会研究会)
飯田 哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)
大林 ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)
畑 直之 (気候ネットワーク / 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク)

自然エネルギー事業者及び関係事業者など

安達 正敏 (日本地熱開発企業協議会 / 奥会津地熱株式会社)
堀 俊夫 (風力発電事業者懇話会 / 株式会社ユーラスエネルギーホールディングス)
可児浩一郎 (日本風力発電協会 / エヌイージー・ミーコン株式会社)
村木 靖英 (三菱重工業株式会社電力部新事業グループ)
中村 和人 (株式会社関西新技術研究所)
正田 剛 (日本自然エネルギー株式会社)
船曳 尚 (ナットソース・ジャパン株式会社)

電力会社など

吉田 恵一 (東京電力株式会社企画部調査グループ課長)
岡本 浩 (東京電力株式会社技術部系統技術グループマネージャー)
黒岩 彰三 ((財)広域関東圏産業活性化センター (GIAC))

地方自治体

井上 善一 (風力発電推進市町村全国協議会会長代行 / 愛媛県瀬戸町長)
菊池 正勝 (岩手県環境生活部資源エネルギー課資源エネルギー主査)
山口 恭右 (長野県企画局地球環境課地球環境グループ)
小林 俊也 (三重県総合企画局特定重要課題チームエネルギー政策グループ)
村越 隆文 (和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課)

国会議員 (本人・代理)

木村 仁 (参議院議員・自由民主党)(本人)
金田 誠一 (衆議院議員・民主党)(本人)
保利 耕輔 (衆議院議員・自由民主党)(代理)
山口 泰明 (衆議院議員・自由民主党)(代理)
福山 哲郎 (参議院議員・民主党)(代理)
加藤 修一 (参議院議員・公明党)(代理)
福島 瑞穂 (参議院議員・社会民主党)(代理)

経済産業省

堀 史郎 (経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー等電気利用推進室室長)
大森 恵子 (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課課長補佐)